

社会福祉法人 八寿会 定款細則

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この社会福祉法人八寿会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人八寿会定款（以下「定款」という。）第44条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目 的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンター等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び理事長、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第17条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。
2 理事長及び施設長の職務権限については、別表2のとおりとする。

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第5条 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第6条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第7条 評議員は、会議の招集に通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第8条 理事会及び評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第9条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に意義がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録等)

第10条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名

- (4) 理事現員（評議員現員）
- (5) 定足数に関する規程（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名を選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言の内容
- (9) 議案に関する審議の結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (11) その他必要と認められた事項

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるように保管するものとする。

第3章 監 事

（理事会等への参加）

第11条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

（監事の監査）

第12条 定款第18条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上決定するものとする。

なお、監事監査にあたっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と

証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第4章 雑 則

（事業計画及び予算執行の特例）

第13条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

（役員報酬等）

第14条 理事・監事に関する報酬は、役員報酬規程による。

2 評議員の報酬は無報酬とする。

付 則

この細則は平成16年4月 1日から施行する。

この細則は平成29年3月31日から施行する。

この細則は令和 2年7月 1日から施行する。